

令和 4 年 11 月 14 日

瀬戸内市議会議長

廣田 均 様

瀬戸内市議会議員 厚東 晃央

政務活動費研修報告書

政務活動費を使用して、次のとおり研修活動をしましたので、その結果を報告します。

| | |
|------|--|
| 期間 | 令和 4 年 10 月 27 日、11 月 4 日、7 日 |
| 研修会名 | 第 57 回市町村議会議員研修会 zoom 開催 |
| 開催場所 | オンライン |
| 研修内容 | <p>第 1 講義 予算議会に向けて 一決算・予算の読み方、考え方 講師 森裕之 氏（立命館大学政策科学部教授）</p> <p>○自治体にとって予算と決算のどちらが大切か</p> <ul style="list-style-type: none">・予算のほうが大切である・予算は議会で話しあって決定する・予算を実行するのは行政である・財政状況を見ながら、何を選択するか議論をする・議会で提案するときは、合理的な論理を作ることは大切・基礎となるのは財政の知識・議会を通じて住民に説明する <p>○決算審査で求められること</p> <ul style="list-style-type: none">・住民の福祉が向上したか・予算通りに執行されたか・効果がないものは無駄遣いだと指摘する・予算決算の隔たりがあるかないかを確認する・不用額のチェックをする・一般財源をどれだけ使っているか確認する・実質収支で黒字か赤字かを確認する |



- ・執行額が減額している場合は単に安くなっているならいいが、事業の遅れやサービス後退になっていないか確認する

○財政の黒字・赤字の視点

- ・赤字は避けなければいけないが、黒字が大きいのはよくない
- ・基金をある程度持つておかなければいけない
- ・財政状況をみるのは、決算カード。前年度との比較ができる
- ・財政圧迫自治体は歳出を引き下げる必要
- ・歳出の何を減らすかは、議会での議論が必要
- ・歳出を減らすときは、住民サービスが低下しないようにする

○基金の種類は3つ

- ・基金の制定は条例で行っている
- ・実質单年度収支は赤字黒字が1年ごとに入れ替わるのが理想
- ・実質单年度収支が3年連続の赤字は問題ない
- ・お金の管理ができていないようなのはいけない
- ・財政調整基金の目安は、一般会計総額の10~15%である
- ・実質单年度収支の黒字が続くと基金が増えていく
- ・黒字を保つことが自治体の役割ではない
- ・黒字が続いているときは財政が厳しい場合もある

○自治体財政の黒字は2種類ある

- ・歳入より歳出が少ない
- ・基金を取り崩して歳入より歳出が少ない←注意が必要

○予算議会へ向けて

- ・自治体にとって有利になる財政を確保することが大切
- ・国の方針の一つは「財政健全化に向けて取り組む」である
- ・国の財政は国債を発行し、収支不足を補うことができる
- ・地方自治体は赤字地方債を発行できない
- ・国の財政措置があるか確認することは重要
- ・国の財政方針があるが、使い方は各自治体で判断し実行する

○国が行う財政措置の仕組み

- ・基準財政需要額が増えれば、国からの交付税が増額される
- ・地方交付税は何に使ってもよい
- ・補助金は使い方に制限がある
- ・地方交付税の総額が上がった場合、各自治体の配分も多い
- ・地方交付税が増額した場合、恒常的な増額か慎重に判断
- ・地方交付税の使い方を最終的に決めるのは各自治体と議会

○これから自治体はどうしていくべきなのか

- ・財政破綻（赤字財政）を避けることを前提
- ・国が設定する重要課題や財政措置を巧みに利用していく

| |
|--|
| <p>第2講義 とりもどそう、本当の地方自治 一自治体を主権者のものに 講師 岡田知弘 氏（京都橘大学教授）</p> <p>○地方自治・地方自治体とは何か。なぜ存在するのか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行法上、都道府県と市町村、特別区の自治を指している ・地方自治体には、市役所、役場がある ・間接民主制と直接民主制を備えている ・明治憲法の下、地方自治はなく、「地方団体」として都道府県がある ・戦後憲法の下、初めて地方自治の条項が盛り込まれた <p>○岸田政権が継承する「アベ政治」はどのような国、地方自治体をめざしたのか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自治体戦略2040構想」で示している ・大前提は増田レポートの「人口減少」「地方消滅論」 ・AI等の活用で自治体行政の「標準化」「共通化」 <p>○第1波「収束」局面で登場した政府・財界の「ポストコロナ」戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済財政諮問会議「骨太方針2020案」で示している ・公衆衛生・医療・地方行政の領域におけるデジタル化推進 ・国と地方自治体とのデータ統合とマイナンバーカードの普及加速化 ・「経済・財政一体化改革」方針の堅持 <p>○第32次地方制度調査会答申（2020.6.26）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方創生政策、コロナ対策など政策的検証なし <p>○菅内閣の下でデジタル庁設置をはじめとするデジタル化推進の動きが加速</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トップダウン的なデジタル集権制を推進するデジタル庁 ・大量の民間企業社員が業務委託を受けている ・マイナンバーカードと各種カードを結合 ・地方自治体を国の従属物にする方向 <p>○経済財政諮問会議における政策提案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国と地方及び地方自治体の役割負担の見直し <p>○岸田政権の下で第33次地方制度調査会が発足（2022年1月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長・副会長・委員長は安倍政権下と同一 <p>○岸田首相の施政方針演説</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「アベノミクス」の根本的な見直しは語らない ・政策意思決定メンバーや仕組みは基本的にかわらない ・経済安全保障の名の下で日米同盟強化と軍事費拡大 |
|--|

- ・特定企業優遇策
- デジタル改革（DX）で地域活性化し、住民は救われるのか
- ・デジタル改革で潤うのは内外の情報技術系企業
 - ・2018年度、情報システムの競争契約のうち1社応札が7割を占める
 - ・国だけでなく、地方自治体の公共サービスを「市場」として取り込もうとする動き
 - ・市町村では、広域的な計画作成やマイナンバーカードの活用を通して、地方自治体のイニシアチブを強める動き
 - ・デジタル庁の権限と運用への強い懸念
 - ・「もうける自治体」づくり論と住民サービスの後退
- 地方自治の破壊
- ・行政サービスの効率化論と自治論の混同
 - ・住民自治をコミュニティ活動に限定
 - ・住民主権・国家主権論の実質的否定
 - ・国・デジタル庁による個人の一元統治に向かう
 - ・日本の人口千人当たりの公務員数は先進国中最低の36.4人
 - ・千人当たりの公務員、独59.7人、米64.1人、仏89.5人
 - ・コロナ禍、災害対応、窓口対応はAIでは限界がある
- コロナ禍で見えてきた「地域」「自治体」の重要性
- ・災害とコロナ禍を経験し、るべき自治体の像がみえてきた
初期において徹底したPCR検査を実施した和歌山県、社会的検査を実施した世田谷区など
 - ・国の無能状態が明確になる中で、地方自治体の独自の役割、自立性が重要になる
 - ・感染症予防・各種給付事業における小規模自治体の優位性が明確になる
 - ・地方自治体の独自の取り組みが広がった
- 新たな地域経済社会への展望
- ・必要なのは「新しい生活様式」ではなく「新しい政治経済社会のあり方」
 - ・足元の「地域」に視点を置き、内部循環経済を作ることが経済社会再生の原点
 - ・地方自治体の地域経済政策をかえる
 - ・中小企業・地域経済振興基本条例を活用する

| | | | |
|---|---|---|---|
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>第3講義 届ける福祉 フランスの子育て支援制度 一日本でできることを求めて</p> <p>講師 安發明子 氏（在仏社会保障・社会福祉研究者）</p> </td></tr> </table> | <p>第3講義 届ける福祉 フランスの子育て支援制度 一日本でできることを求めて</p> <p>講師 安發明子 氏（在仏社会保障・社会福祉研究者）</p> | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;"> <p>○日本の小中学生の自殺</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年499人 ・自殺未遂などを起こした子にケースワーカーなど専門的支援はない ・いじめをした子に対しても学校、専門機関、行政の個別指導、在宅教育支援体制などはない ・どんなに小さい子でも人を傷つけたら責任を取らなければいけない体制はない <p>○日本における福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉は申請 ・緊急性が高いと判断されないと利用できない ・予防として利用しにくい <p>○フランスにおける福祉、子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺未遂をした子、いじめをした子とその家庭などへ専門的支援がある ・「遊ぶこと、休むこと」を保障している ・福祉は特定のひとつのためにあるのではなく、国民すべてを対象としている ・歴史的に家庭内への支援イコール複数で子どもを育てるという考え方 ・問題が起きてから、申請があってから対応を始めるというスタイルではない ・福祉が充実した背景は、歴史的に近隣国と競争関係が常にあった ・女性の貧困をなくすことが社会保障にとって重要であるという考え ・1970年代から健康保険の家族部門が家族支援サービスを充実させてきた ・福祉職の立場と仕事を守るために現場からニーズを世の中に訴える ・リスクを防ぐために問題が起きる前に家庭を支える仕組みがある ・問題が起こる前に防ぐことに力を入れるほうがコストがかからない ・早期にサポートを開始し、短期集中的に家庭全員をケアする </td></tr> </table> | <p>○日本の小中学生の自殺</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年499人 ・自殺未遂などを起こした子にケースワーカーなど専門的支援はない ・いじめをした子に対しても学校、専門機関、行政の個別指導、在宅教育支援体制などはない ・どんなに小さい子でも人を傷つけたら責任を取らなければいけない体制はない <p>○日本における福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉は申請 ・緊急性が高いと判断されないと利用できない ・予防として利用しにくい <p>○フランスにおける福祉、子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺未遂をした子、いじめをした子とその家庭などへ専門的支援がある ・「遊ぶこと、休むこと」を保障している ・福祉は特定のひとつのためにあるのではなく、国民すべてを対象としている ・歴史的に家庭内への支援イコール複数で子どもを育てるという考え方 ・問題が起きてから、申請があってから対応を始めるというスタイルではない ・福祉が充実した背景は、歴史的に近隣国と競争関係が常にあった ・女性の貧困をなくすことが社会保障にとって重要であるという考え ・1970年代から健康保険の家族部門が家族支援サービスを充実させてきた ・福祉職の立場と仕事を守るために現場からニーズを世の中に訴える ・リスクを防ぐために問題が起きる前に家庭を支える仕組みがある ・問題が起こる前に防ぐことに力を入れるほうがコストがかからない ・早期にサポートを開始し、短期集中的に家庭全員をケアする |
| <p>第3講義 届ける福祉 フランスの子育て支援制度 一日本でできることを求めて</p> <p>講師 安發明子 氏（在仏社会保障・社会福祉研究者）</p> | | | |
| <p>○日本の小中学生の自殺</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年499人 ・自殺未遂などを起こした子にケースワーカーなど専門的支援はない ・いじめをした子に対しても学校、専門機関、行政の個別指導、在宅教育支援体制などはない ・どんなに小さい子でも人を傷つけたら責任を取らなければいけない体制はない <p>○日本における福祉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉は申請 ・緊急性が高いと判断されないと利用できない ・予防として利用しにくい <p>○フランスにおける福祉、子育て支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自殺未遂をした子、いじめをした子とその家庭などへ専門的支援がある ・「遊ぶこと、休むこと」を保障している ・福祉は特定のひとつのためにあるのではなく、国民すべてを対象としている ・歴史的に家庭内への支援イコール複数で子どもを育てるという考え方 ・問題が起きてから、申請があってから対応を始めるというスタイルではない ・福祉が充実した背景は、歴史的に近隣国と競争関係が常にあった ・女性の貧困をなくすことが社会保障にとって重要であるという考え ・1970年代から健康保険の家族部門が家族支援サービスを充実させてきた ・福祉職の立場と仕事を守るために現場からニーズを世の中に訴える ・リスクを防ぐために問題が起きる前に家庭を支える仕組みがある ・問題が起こる前に防ぐことに力を入れるほうがコストがかからない ・早期にサポートを開始し、短期集中的に家庭全員をケアする | | | |

| | |
|----|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・子どもは行きたい学校にいく ・ジョブ型採用なので、うまくいっている組織は数十年同じメンバー ・国の未来を作るのは子どもであるという考え方 ・子どもを一人一人、人間として尊重する ・3歳から義務教育となっている ・大学・専門学校などもほぼ無料 <p>○フランスの社会福祉家族法のソーシャルワーカーの定め</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すべての基本的人権への人々のアクセスを可能にしている ・人々の社会への参加を容易にし、市民としての活動を十分に行うことができる ・個人とグループへのアプローチによって社会を変化させ、社会内の人々が団結するように貢献する ・人々が自分自身のために発言し行動する能力を向上させる場に参加する <p>○フランスの税金や暮らし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不安のない暮らしを送っている ・65歳から年金加入期間にかかわらず、年金が支給される ・「老後の蓄え」「いざという時の備え」という概念はない ・雇用主の社会保険料が多くなっている ・社会保険料は1日の就労から支払う ・子育てを国が保障している ・妊娠・検診・出産費用は無料 ・国は国民を幸せにする責任がある <p>○日本の福祉を発展させるために</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間と公的機関をつなぐ ・現場から問題意識を発信する ・専門職自身のクリエイティビティを伸ばす ・改善したい点については研究者を入れる |
| 所感 | <p>【講義1】</p> <p>予算、決算においては、大切にしなければいけないこと、押さえおかなければいけないことがそれぞれある。議員必携にも概略などは書かれているがそこを読み取り問題点や課題を質疑によって明らかにしていくことの難しさを改めて感じた。また、問題点や課題を改善し、予算に反映させていくことが大切な議員の役割である。住民の生命、生活、幸せを充実、実現させるために審議に取り組まなければいけない。そして、施策など提案していく際も国の予算の動向を知っておく必要がある。国の動きも注視しながら、市民の幸</p> |

せを実現できるように予算、決算を審議し、議会活動をしなければいけないと感じた。

【講義2】

新型コロナやロシアによるウクライナ侵攻、物価高騰、円安など社会の不安定さは日に日に増している。そういう中でも国は安倍元首相時代に提案したデジタル化や社会保障などの改悪を進めようとしている。地方自治を充実しようとするならば、公務員を増やし、地方への財政支出を増やし、国民一人一人が不安なく暮らせるようになるのがいいと思う。しかし、国は行政の一元化にかじを取り、デジタル化、マイナンバーなどで国民の情報などを管理しようとしている。各自治体で充実してきた地方自治をなくそうとしているようにも感じる。不安定な世の中だからこそ地方自治体が住民のための政治ができるようにすべきと感じた。

【講義3】

フランスと日本の福祉、子育て環境の比較により、日本の状況が再確認できた。良いことは学び、改善していくべきと感じた。日本における出生率は下がる一方で、財政的不安を抱えている若者が増えているので、いまこそ、福祉の充実はしなければいけないことがあると感じた。フランスの福祉を参考に地方自治体でもできることは取り組んでいくべきであると感じた。